

第24回
地域福祉セミナー

次の地域福祉活動計画、始まります!!

「ともに生き、支えあうまち～次の地域福祉活動計画、始まります～」

日　　時 ： 令和 8 年 10 月 23 日(金) 13:30～16:00
会　　場 ： 仙台市シルバーセンター 1 階 交流ホール

主　催 ： 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会、仙台市

共　催 ： 仙台市地域包括支援センター連絡協議会

後　援 ： 仙台市連合町内会長会、仙台市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部、仙台市共同募金委員会、仙台市老人福祉施設協議会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会、特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人せんだい･みやぎNPOセンター、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、仙台商工会議所、公益社団法人仙台青年会議所、公益財団法人仙台こども財団

目　　次

基調講演資料・・・

プ　ロ　グ　ラ　ム

テーマ　「ともに生き、支えあうまち　～次の地域福祉活動計画、始まります～」

１．開　　会　【13：30～】

２．基調講演　【13：40～】

『みんなで目指す、実践の道しるべ　地域福祉活動計画とは』

「仙台市社会福祉協議会　第６次地域福祉活動計画の策定をめぐって」

講　師

学校法人東北学院　常任理事　阿 部　重 樹　先生

休　憩

３．パネルディスカッション　【14：45～】

『〝地域づくり〟〝居場所づくり〟〝ネットワークづくり〟～3 つの活動実践～』

パネリスト

連坊地区社会福祉協議会	会長	千　葉　隆　夫　氏
鶴ヶ谷地域包括支援センター	所長	大久保　宗太郎　氏
柳生・西中田商工振興会	会長	早　川　英　雄　氏

コーディネーター

学校法人東北学院　常任理事　阿 部　重 樹　先生

４．閉　　会　【16：00】

<ご来場の皆様へのお願い>

・ホール内は飲食禁止です。ご飲食はロビー（アトリウム）でお願いします。また、ごみの持ち帰りにご協力ください。
・会場内は禁煙です。喫煙は、１階北側入口の屋外にある喫煙スペースをご利用ください。
・災害時は係員が誘導いたしますので、指示に従っていただきますようお願いします。
・携帯電話は、マナーモードに設定していただきますようお願いします。
・講演・パネルディスカッション中、来場の皆様による会場内の写真撮影はご遠慮ください。特に登壇者の発表スライド等、個人情報が含まれる場合がございます。ご理解のほどよろしくお願いします。
・本会では会場内の撮影を行っております。撮影したものにつきましては、本会広報等に使用する場合がございますことを予めご了承ください。
・会場内外で発生した事故・盗難等につきましては、主催者・会場・出演者は一切の責任を負いません。自己の責任の上管理いただきますようお願いします。特に不特定多数の方が入場いたします会場内での貴重品等の管理には、十分ご注意くださいますようお願いします。

基調講演

『みんなで目指す、実践の道しるべ　地域福祉活動計画とは』

「仙台市社会福祉協議会　第６次地域福祉活動計画の策定をめぐって」

講　師

学校法人東北学院　常任理事　阿 部　重 樹　先生

仙台市社会福祉協議会
第６次地域福祉活動計画の策定をめぐって

少子・超高齢人口減少社会の進展下での
「地域共生社会の実現」との関連を射程にいれて

学校法人　東北学院常任理事（総務担当）
阿部　重樹

1

はじめに

- はじめに本日の私のお話し

はじめに－簡単な自己紹介とともに

１．仙台市社会福祉協議会が策定する第６次地域福祉活動計画について（1）

２．背景的要因としてある進展する人口減少・少子超高齢社会について

３．人口減少・少子超高齢社会は、（地域）社会にどのような影響をもたらすのだろうか

４．1990年代以降のわが国の社会福祉の動向－社会福祉の地域化と計画化など

５．「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて　（平成29（2017）年2月　厚生労働省）

６．仙台市社会福祉協議会が策定する第６次地域福祉活動計画について（２）

むすびにかえて

2

1．仙台市社会福祉協議会が策定する第6次地域福祉活動計画について(1)

仙台市社会福祉協議会が策定する第6次地域福祉活動計画

基本理念

「ともに生き、支えあうまち」
～誰もが互いに尊重し、つながりあいながら、自分らしく安心して居られる地域をみんなでつくる～

＊ **第6次地域福祉活動計画（仙台市社会福祉協議会）は、仙台市が策定する仙台市地域保健福祉計画（せんだい支えあいのまち推進プラン2027）とは車の両輪の関係となっている。**

地域福祉**活動計画の計画期間**
令和9年（2027）度から令和14（2033）年度までの6年間

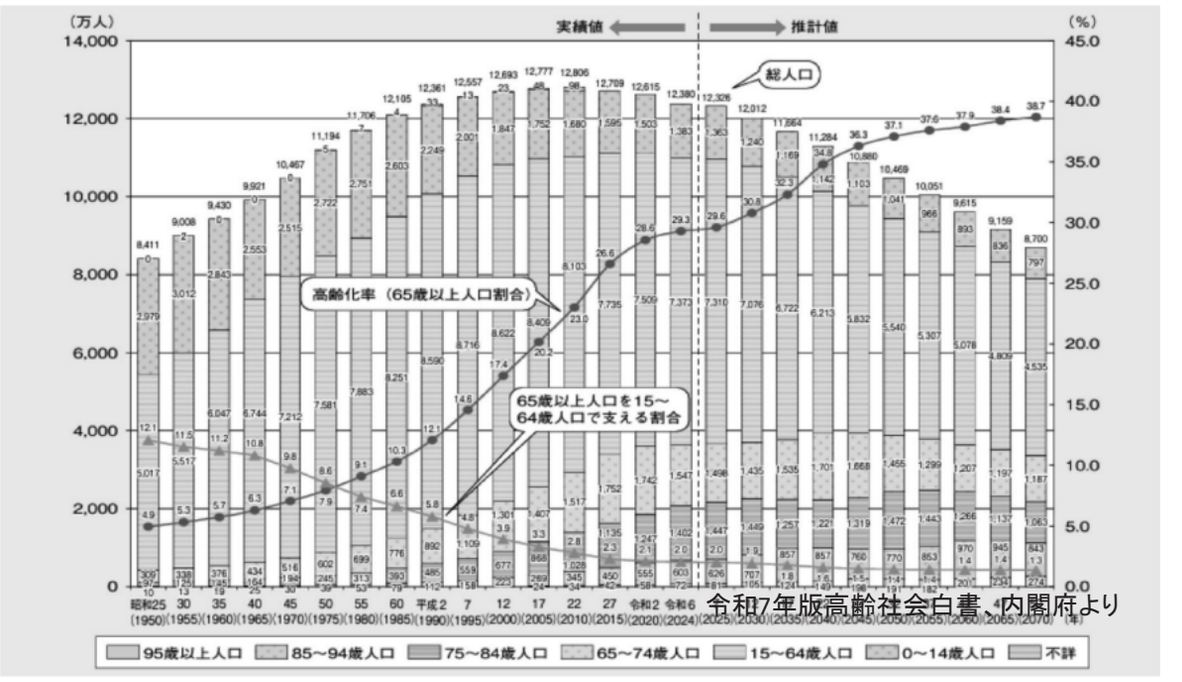
地域福祉活動計画策定委員会
第6次仙台市地域福祉活動計画の策定母体となる委員会では、 関係団体等への個別ヒアリングやアンケート調査等を踏まえながら策定等委員会での協議を重ねてきている。

第6次仙台市地域福祉活動計画では、
さらに計画策定の過程で、地域座談会、地域福祉×大学生の座談会、パブリックコメントを実施し、多様な住民の声を反映させるながら活動計画を策定する。

3

2．背景的要因としてある進展する人口減少・少子超高齢社会について

わが国の高齢化の現状と将来像



令和7年版高齢社会白書、内閣府より

4

「敬老の日　日本の高齢者人口は3624万人、割合は29.6%で過去最高　2040年には約35%に」

NEWS DIG（TBSテレビ）　2026年　9/21(月) 10:48配信

きょう9月21日は「敬老の日」です。

日本の65歳以上の高齢者の数はこれまでで最も多い3624万人となり、総人口に占める割合は29.6%に達しました。総務省がまとめた人口推計によりますと、今月15日時点で、65歳以上の高齢者の数は前の年より2万人増え、3624万人でした。

男女別では、▼男性は1571万人、▼女性は2054万人で、女性が483万人上回っています。

総人口に占める高齢者の割合は29.6%に達し、1950年以降上昇が続いています。推計によると今後も上昇を続け、2040年には34.8%になることが見込まれています。

また、総人口に占める高齢者の割合では、日本は世界で1位となったほか、各国別では、▼イタリアが25.6%、▼韓国が21.4%、▼中国が15.1%などとなっています。

5

人口が高齢化するということ

（人口）高齢化とは

- **高齢化**（こうれいか、Population ageing）とは、出生率の低下と平均寿命の上昇によって起こる平均年齢の上昇のこと。老齢化ともいう。
- また、一般に**高齢化率**が7%を超えた社会を**高齢化社会**、14%を超えると**高齢社会**、21%を超えると**超高齢社会**と呼ばれる。

Wikipediaより

高齢化率とは

- 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上人口の割合を示す指標です。日本の人口問題や社会保障の議論でよく使われる。
- 高齢化率＝「65歳以上人口 ÷ 総人口 × 100（%）」
 分子：65歳以上の人口（老年人口）
 分母：日本に住む総人口（通常は日本人人口＋在留外国人を含む常住人口）

6

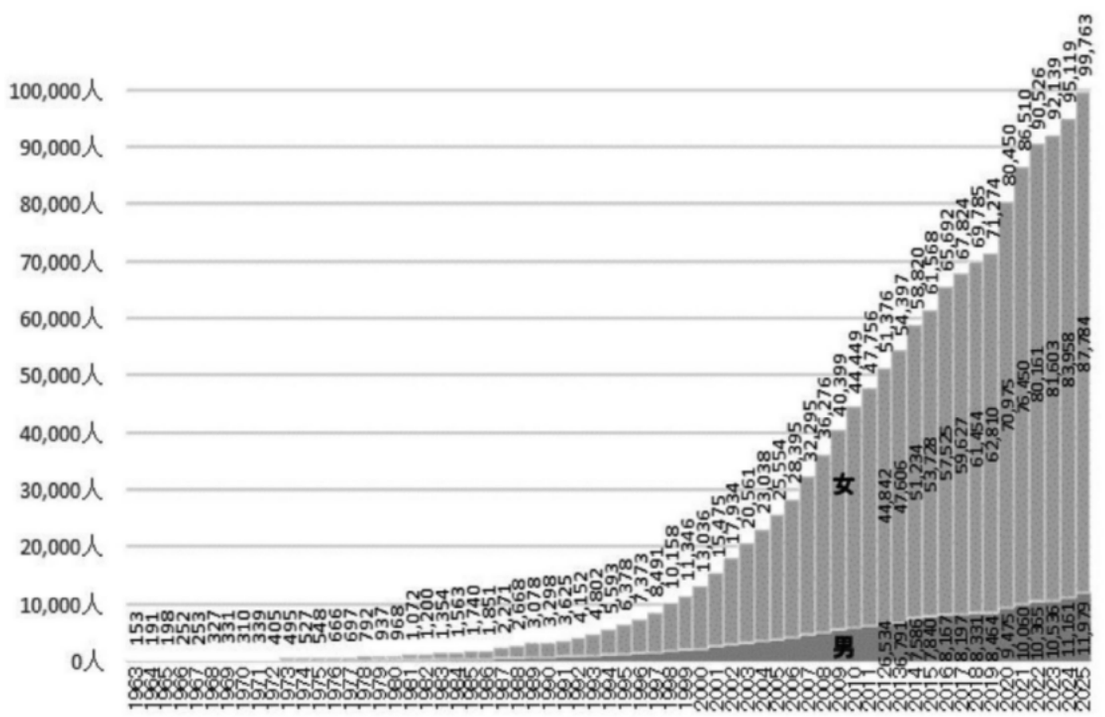
「100歳以上の高齢者が初の10万人超え…9割近くは女性、最高齢は京都市の114歳」

読売新聞電子版（2026/09/15 ）より

- 全国の100歳以上の高齢者は今月1日時点で10万767 7人（前年比7914人増）と、厚生労働省が集計を始めてから初めて10万人を超えたことが15日、わかった。56年連続で過去最多を更新した。女性が9万4298人と9割近くを占め、男性は1万3379人だった。

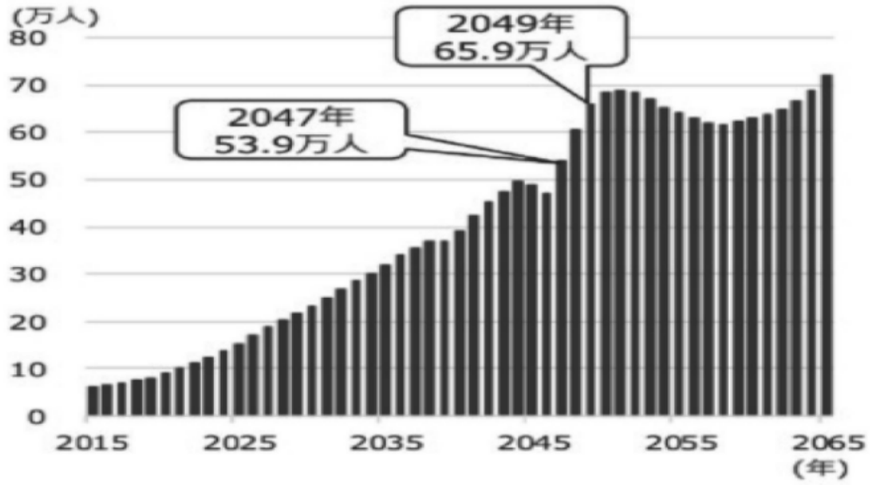
- 敬老の日（21日）を前に、厚労省が毎年集計している。医療の進歩や健康意識の高まりなどを背景に、100歳以上の高齢者は増加を続けている。統計を始めた1963年は153人だったが、2012年に5万人を突破し、その後も数を伸ばしてきた。

百歳以上高齢者数の年次推移



社会実情図録、より

100歳以上の将来推計人口



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)報告書」を基に野村アセットマネジメント作成

100歳以上の「百寿者」は過去最多を更新（資産運用研究所レポート『100年人生の歩き方』）、野村アセットマネジメント、2021年１１月より

9

少子化について

少子化（しょうしか）とは、

1.出生数（live births）が減少すること、2.その国・地域の合計特殊出生率が人口置換水準を下回ること、3.年少人口の割合が低下すること（高齢化の類義語として）、4.年少人口が減少することを指し、いずれの意味であるかはその文脈に依拠する。

2000年代以降の日本の人口学においては、少子化とは、合計特殊出生率が人口置換水準を相当長期間下回っている状況のこと（すなわち上記の2の意味）をいうようになっている。

合計特殊出生率とは、

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数を示し、ある年の「15～49歳の女性の年齢別出生率」を合計して算出される。

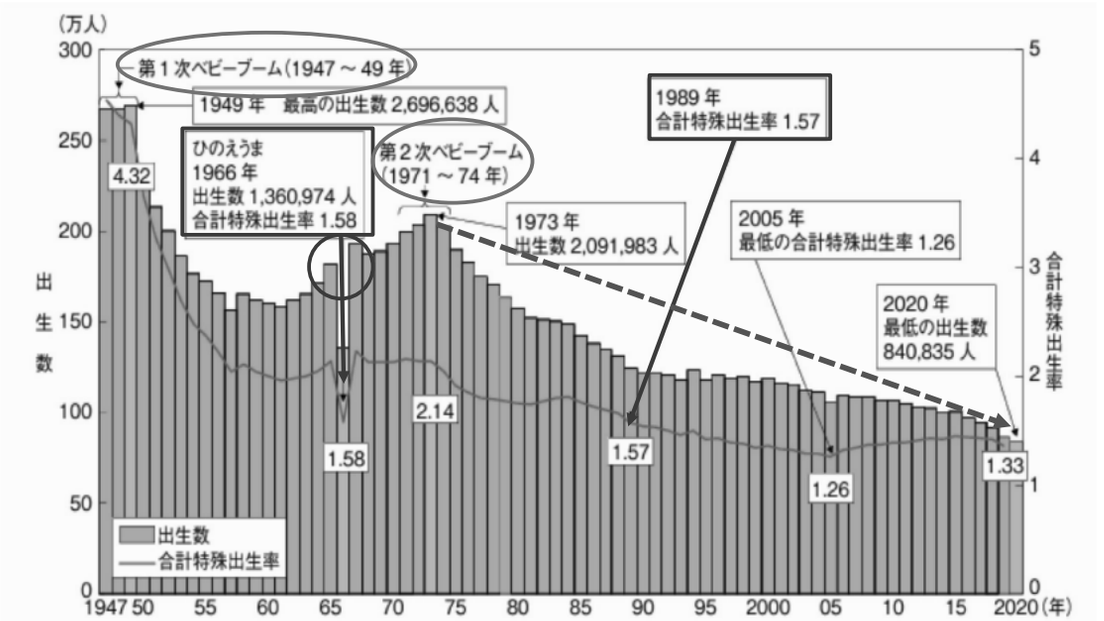
人口置換水準とは、

人口を長期的にほぼ維持できるだけの合計特殊出生率の水準を指し、人口置換水準の基本的な意味としては、親世代（男女2人）が自分たちの世代を「置き換える」のに必要な子どもの数を示している。乳幼児死亡や一部の人が子どもを持たないことなどを考慮し、先進国では合計特殊出生率で約2.1が必要とされる。

人口の男女比が1対1と仮定し、すべての女性が出産可能年齢範囲の上限である49歳を超えるまで生きるとすると、合計特殊出生率が2であれば人口は**横ばい**を示し、これを上回れば自然増、下回れば自然減となるはずである。

10

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



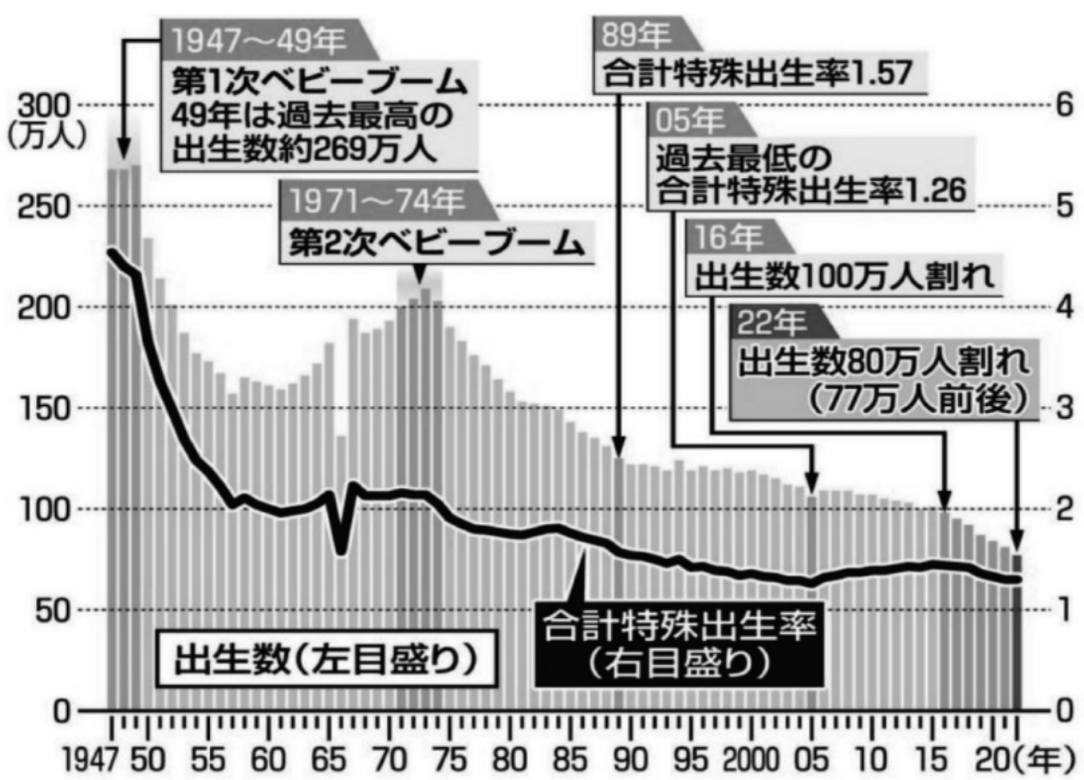
資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。

令和4年版　少子化社会対策白書、内閣府より

11

2022年の出生数が初の80万人割れ　想定より10年早い少子化ペース　回復には教育費の負担軽減を

井上峻輔（2023年3月1日付　東京新聞朝刊）、より



12

7年連続で過去最少　6年で2割減

- 出生数は7年連続で過去最少を更新。16年に初めて100万人割れとなったが、それから6年で2割程度落ち込んだ。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は2017年に示した将来推計で、日本人の出生数が77万人台になるのは2033年としていた。
- 婚姻数は3年ぶりに前年を上回ったが、新型コロナウイルス禍で2020～2021年は急減しており、今回の出生数減に影響した可能性がある。厚労省の担当者は「個々人の結婚や出産、子育ての希望実現を阻む要因が複雑に絡み合っているのではないか」と指摘した。

13

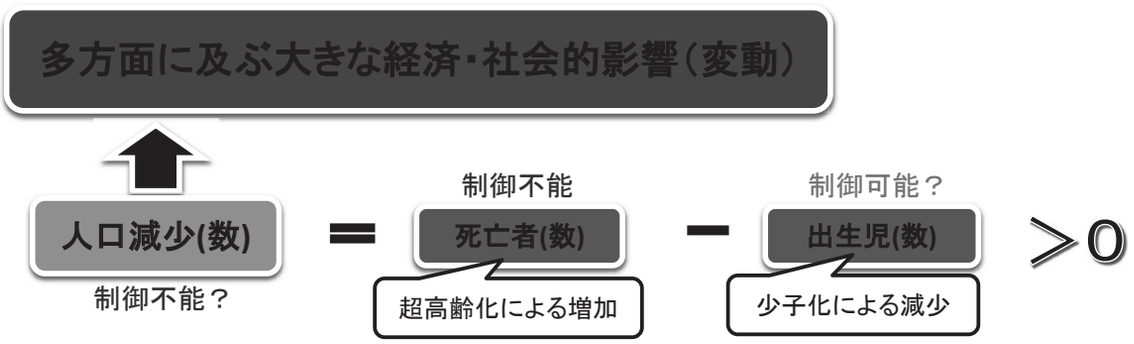
人口が減少するということは

- **人口の自然（増）減については**
 人口減＝死亡者数－出生数＞0　として考えられる。

- **人口転換理論**
 多産多死の社会
 ↓
 多産少死の社会
 ↓
 少産少死の社会
 ↓　　←超高齢社会の到来
 少産多死の社会

14

人口減少する日本



人口減少の原因として少子化は問題！

少子化対策の有効性とは…？

15

地方消滅と地方創生

地方創生が取り上げられ始めた直接的な背景

- **元総務大臣の増田寛也さんら有識者のグループが発表した人口減少による「自治体消滅の危機」が大きなきっかけ。**
- **安倍政権も菅官房長官らが素早く反応。**

先の内閣改造では、新に設けた地方創生担当大臣に石破前幹事長を起用。

- **「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、国を挙げて地方創生にむけ取り組む方針。**



地方創生の基本方針

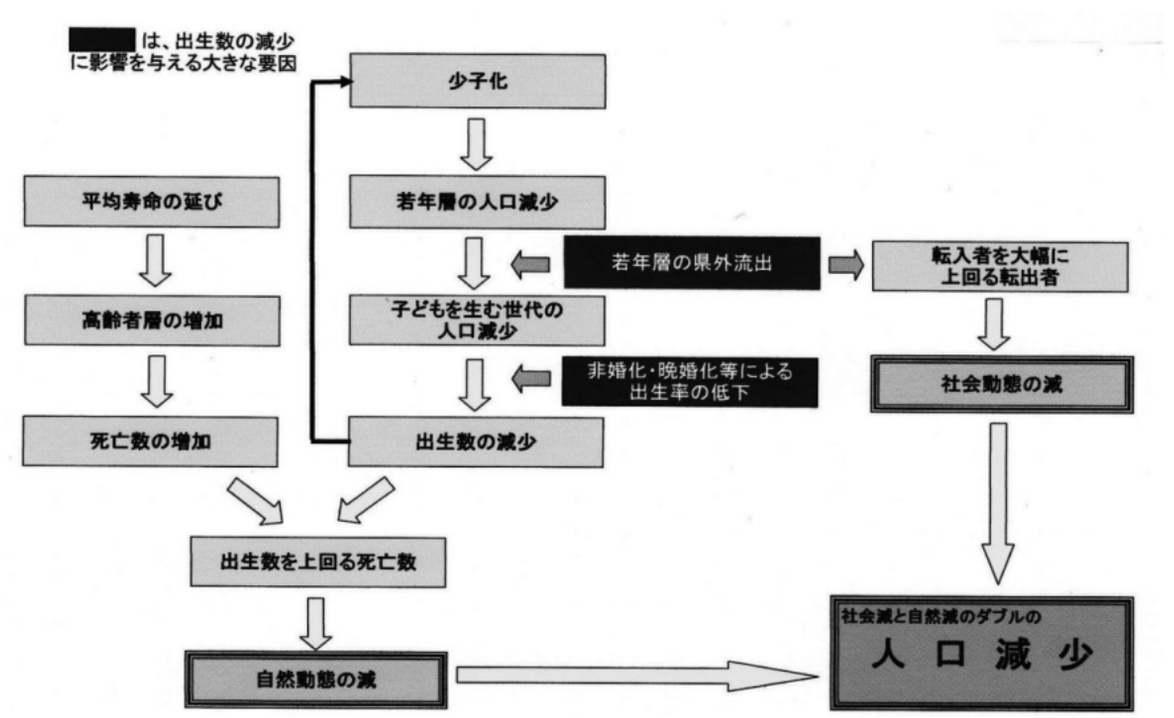
- **若い世代の就労・結婚・子育て支援**
- **「東京一極集中」の是正**
- **地域の特性に即した課題の解決**
- **まち・ひと・しごと創生法＋地域再生法の一部を改正する法律**

16

地方（自治体）消滅（論）のポイント

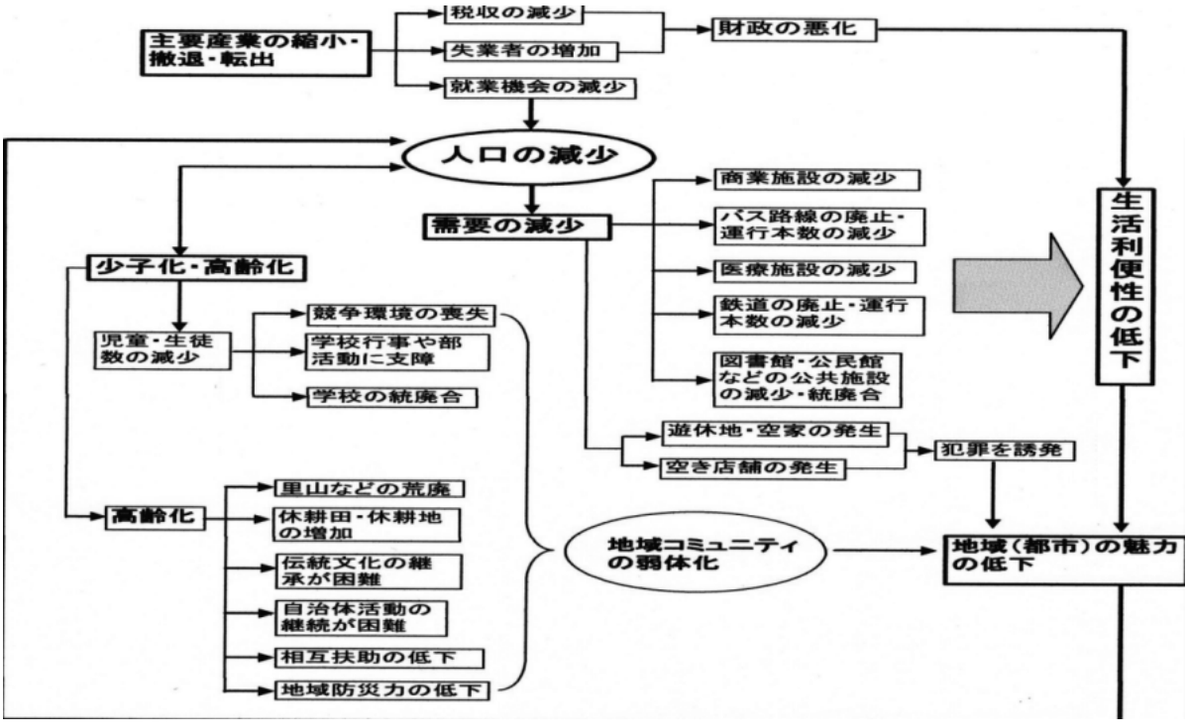
- 東京圏」（への一極集中、あるいは三大都市圏）は戦後日本社会の成長の原動力となってきた。
- 少子化の要因の中で、これまでほとんど重視されてこなかった女性の社会的移動について、これを**「人口再生産力（20歳～39歳の女性）」**として捉えて、その進学や就職を契機とする移住（社会的移動）について、地域的な相違がかなり存在することに着目しながら、重視する。
- 女性の社会的移動について、「人口のダム機能と放水（路）」に注目している。
- 「人口のブラックホール減少」の進展の結果として、「地方消滅」と三大都市圏を中心とする「極点社会」の出現への懸念が示されている。
- 「選択と集中」構想にもとづく、「防衛・反転線」としての「地方中核都市」（地域中核都市に有機的に結びつき、互いに支えあう地域構造）の構築

地方県の特徴を示す人口減少メカニズム



18

考えられる人口減少・少子超高齢社会が（地域）社会にもたらす影響



19

人口減少社会では具体的には

- 生産年齢人口が減少することに伴い、労働力人口の大幅な減少が予測されています。
- 経済活力の低下や外国人（労働者）の相当程度の増大も予想されます。
- 市場規模の縮小と市場構造の変動が考えられます。
- 防犯、消防等に関する生活インフラの整備・維持と、それらに関する自主的な住民活動をはじめ、地域社会という共同体の維持さえ困難な状況となる可能性もあります。
- 高齢者人口の増大により、年金や高齢者医療費・介護費用は増大し、給付と負担の関係が深刻な社会問題となる可能性があります。

20

福祉ニーズ≧公的サービス

- **増大する（福祉）ニーズと制約的にならざるを得ない公的（福祉）サービス**
- **ニーズとサービスの均衡をどのように図るのか**

↓

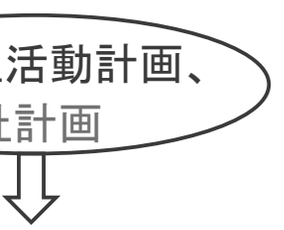
- **福祉ニーズと福祉資源の調整**
 地域社会において生活問題（福祉問題）を抱える人びとに効果的に、効率的に福祉サービスを結び つける。
- **地域社会を福祉資源の一つとして活用する。**

21

4．1990年代以降のわが国の社会福祉の動向－社会福祉の地域化と計画化など

1990年代の福祉政策の動向

・1989年12月　高齢者保健福祉十ヵ年戦略　（ゴールドプラン）
・1990年　1.57ショック（1989年の合計特殊出生率が過去最低となった）
・1994年　高齢社会となる（高齢化率14%）
・1994年　子育て支援のための10か年の計画
・1994年　市町村（地方）老人保健福祉計画の策定
・1995年　障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略
・1997年　介護保険法制定→介護保険事業計画（2000年）
・2000年　社会福祉法の制定
　社会福祉基礎構造改革→地域福祉活動計画、地域福祉計画



22

地域（保健）福祉計画の策定と
地域福祉活動計画の策定

- 社会福祉法（2000（平成12年）成立）の第107条により、それぞれの市町村は地域福祉計画の策定を求められることとなった。（社会福祉法107条、108条）
- 社会福祉協議会は住民の身近で、地域福祉推進の中心的な役割の担い手として、位置づけられている。（社会福祉法１０９条）
- そして、これと連携・対応するものとして位置づけられる市町村社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画（社会福祉法109条）

→例えば、仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画（せんだいai（あい）プラン）や仙台市の策定する仙台市地域保健福祉計画（せんだい支えあいのまち推進プラン）

Cf.「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」

平成14（2002）年　社会保障審議会福祉部会

- 地域福祉活動計画は…
 地域住民の、地域住民による、地域住民のためのこれから時代における安心で、安全な生活生活を支える地域福祉計画の策定が求められることになった。

Cf.　第Ｉ期となる仙台市地域保健福祉計画されたのは平成17（2005）年で、最初の仙台市社会福祉協議会地域福祉活動計画が策定されたのは平成15（2003）年のことであった。

23

1990年代以降のわが国の社会福祉の動向②

- １９９０年代以降のわが国の社会福祉の在り方は、「施設（入所）型社会福祉から（自治型）地域福祉へ」として総括することもできよう。
- この間に「福祉文化の創造」ということをめぐって、次のようなことも言われてきている。

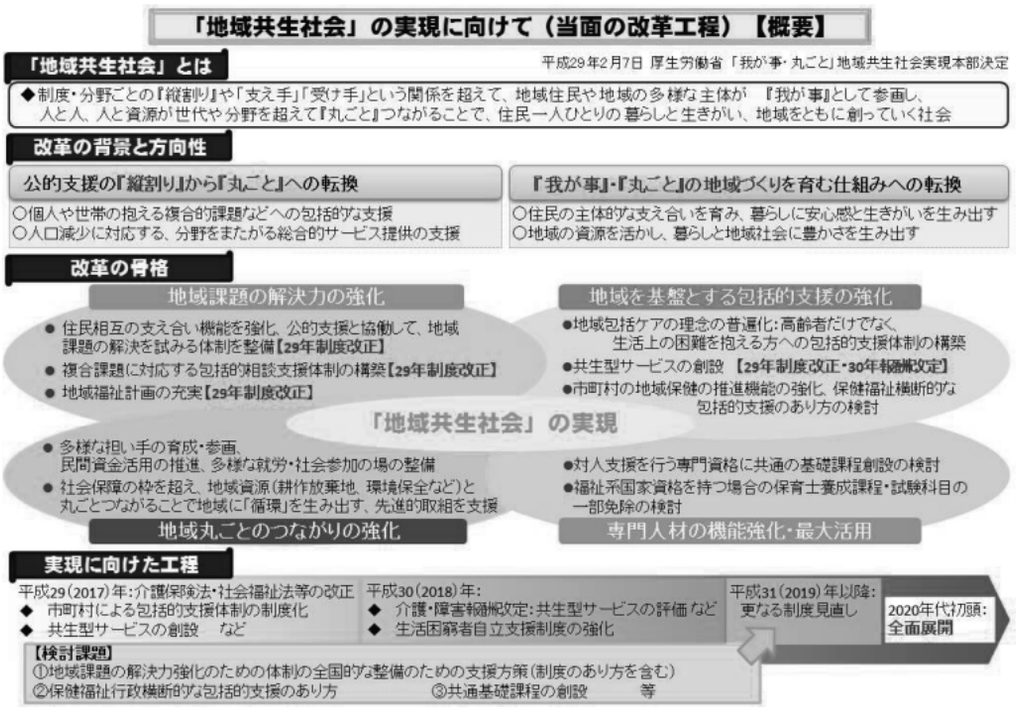
「社会福祉に対する住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に関する関心と理解を深めることにより、自助、共助、公助があいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある福祉の文化を創造する。」

『社会福祉基礎構造改革について中間のまとめ）』中央社会福祉審議会基礎構造改革分化会　平成10年（１９９８年）

24

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて

平成29（2017）年2月　厚生労働省



25

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて

平成29（2017）年2月　厚生労働省

・地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

・改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換 /個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 /人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換 /住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す/地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

26

「地域共生社会」を提案する背景

「地域共生社会」の実現に向けて（厚生労働省）より

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、**支え合い**の機能が存在しました。社会保障制度は、これまで、社会 の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてき役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、**公的支援制度の整備**と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

27

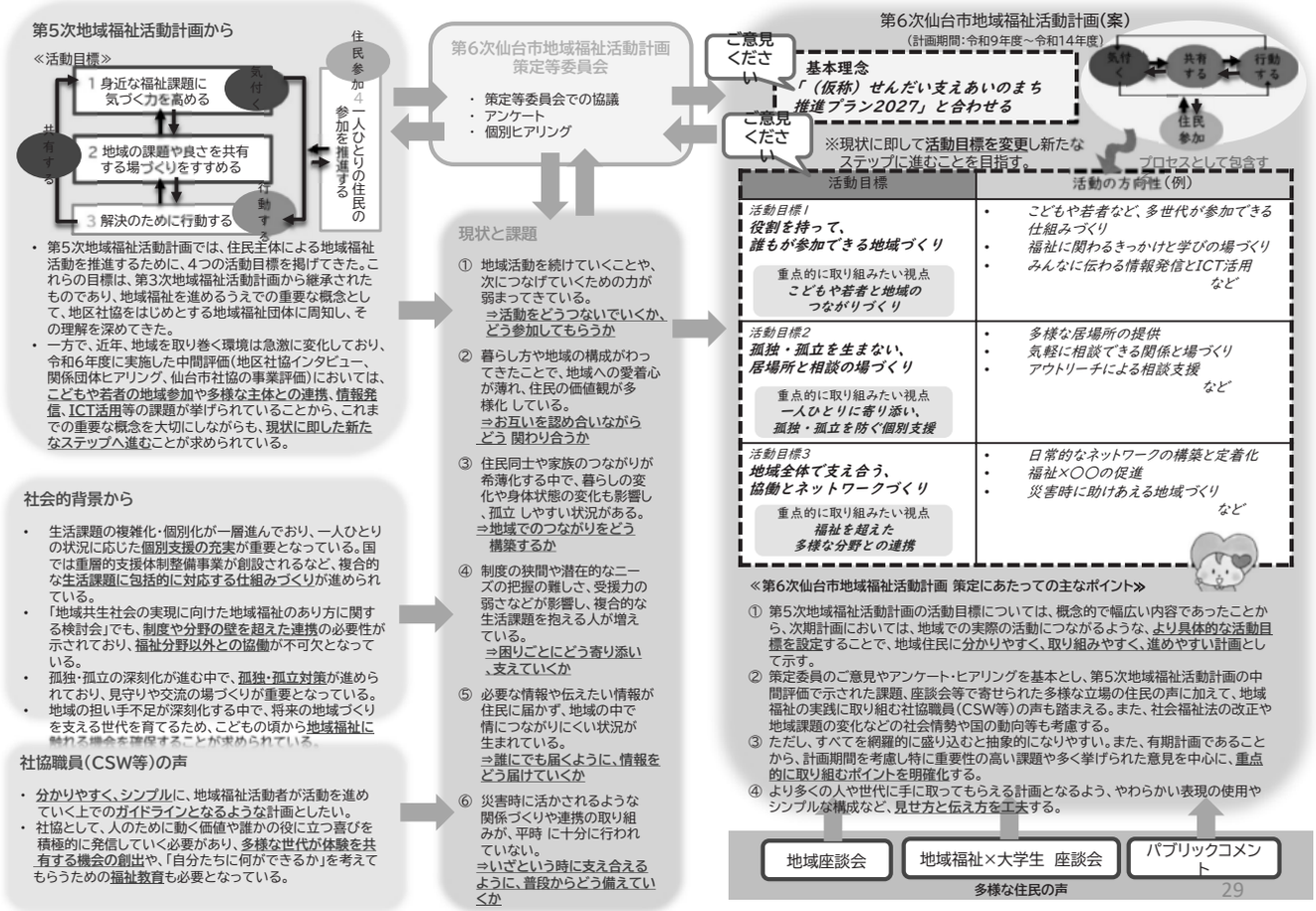
また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。**地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要**となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです

28

第6次仙台市地域福祉活動計画の方向性について（案）



基本理念

『ともに生き、支えあうまち』

～誰もが互いに尊重し、つながりあいながら、
自分らしく安心して居られる地域をみんなでつくる～

＊基本理念については、
「（仮称）せんだい支えあいのまち推進プラン2027」と合わせることになっている

30

活動目標（案）について

活動目標1

役割を持って、誰もが参加できる地域づくり

活動の方向性（例）

こどもや若者など、多世代が参加できる仕組みづくり
福祉に関わるきっかけと学びの場づくり
みんなに伝わる情報発信とICT活用、など

活動目標2

孤独・孤立を生まない、居場所と相談の場づくり

活動の方向性（例）

多様な居場所の提供
気軽に相談できる関係と場づくり
アウトリーチによる相談支援、など

活動目標3

地域全体で支え合う、協働とネットワークづくり

活動の方向性（例）

日常的なネットワークの構築と定着化
福祉×〇〇の促進
災害時に助けあえる地域づくり、など

31

第6次仙台市地域福祉活動計画 策定にあたっての主なポイント

①第5次地域福祉活動計画の活動目標については、概念的で幅広い内容であったことから、次期第6次の計画においては、地域での実際の活動につながるような、**より具体的な活動目標を設定**することで、地域住民に**分かりやすく、取り組みやすく、進めやすい計画**として示すことにする。

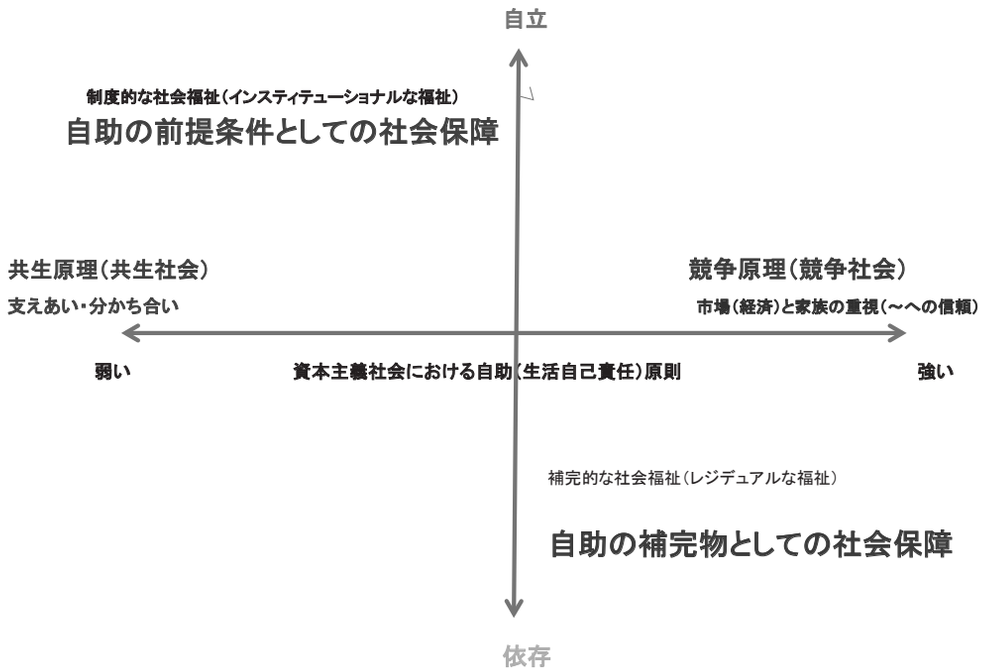
②策定委員会での意見やアンケート調査やヒアリングなどを踏まえて、第5次地域福祉活動計画の中間評価で示された課題、また住民座談会等で寄せられた多様な住民の声に加えて、地域福祉の実践に取り組む社協職員（CSW等）の声も踏まえることにする。また、社会福祉法の改正や地域課題の変化などの社会情勢や国の動向等も併せて考慮したものにする。

③その一方で、すべてを網羅的に盛り込むと総花的になりやすいことと、有期計画であることを踏まえ、計画期間を考慮して、特に重要性の高い課題や多く挙げられた意見を中心に、可能なかぎり**重点的に取り組む事業の絞り込みを図りながら、計画のポイントを明確化する。**

④より多くの人や世代に手に取ってもらえる計画となるよう、計画書ではやわらかい表現の使用やシンプルな構成など、**見せ方と伝え方を工夫**するよう努めることにする。

32

公助・共助・自助の社会的位置づけを考えてみよう



33

むすびにかえて①
－今後の展望にかかわる若干の私見－

少子化対策 ---- ? ---- 東京集中是正

- 少子化及び高齢化の動向を中期的にみれば、人口減少は今後少なくとも50年程度は続くであろう。
- 地域社会は実験室の試験管の中にはない。それぞれの地方自治体に固有の歴史や文化、風土を背景として、地方自治体ごとに異なる現状と経緯を踏まえたそれぞれの取り組みをしていくことが肝要。
- 結果はすぐに出るものではなく、長い目で見て成果を期待するしかない（即効性のある解決策などあり得ない）！
- それでも、今ここからしか将来を変えることは出来ない。
- また人口問題には、私たち一人ひとりの生涯の道筋すなわち私たちの生き方の問題そのものも決定的に係わっているという視点をもつことも重要であろう。

34

むすびにかえて②
―「人材の養成」にかかわって

- 地域社会、（企業）、日本社会、世界に「貢献」できる人材
- 「貢献」できる人材、「できる人」

 より高い業績の達成をするために、合理的な判断・評価が下せて、効果的・効率的な選択、行為ができる人になる（できる人を養成する）。
- 他方では、周囲の人々に心を配れる（例えば、社会的弱者としてのハンディキャップを持つ人々のことを心配できる）人になることも求められている。
- 何故なら、私たちが生きているこの社会（この世界）には、この時代には、それぞれにこうした社会的な配慮（ケア）を必要としながら「人生」を送っている人々が多数いることも紛れもない「歴史的」事実なのだから。
 そしてまた、私や家族もそうした社会的な配慮が必要となる（かもしれない）であろうから。
- この配慮をするという側面で（地域）社会、日本社会、世界に「貢献」（「奉仕」）することの意義を学ぶ最良の方法の一つが、現場での実践活動にかかわることである。

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）

平成１４年1月２８日

（2002 年）

社会保障審議会福祉部会

はじめに　－地域福祉推進の背景と必要性－

我が国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつある。少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけている。このため、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれている。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっている。

他方で、近年、市町村の福祉施策が盛んになり、ボランティアやＮＰＯ法人なども活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著

となっている。

こうした相矛盾する社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっている。

先の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては、「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である」と述べているが、国民生活の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが必要不可欠である。

今こそ、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要がある。

法制上においても、平成２年のいわゆる福祉八法の改正以降、在宅サービスの法制化、措置権の移譲に伴う保健福祉サービスの市町村への一元化や、高齢者、障害者、児童各分野でのサービスの計画化などにより、地域住民の生活に

密着した市町村を中核とする保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりが進められてきた。とりわけ、社会福祉事業法においては、地域に即した創意と工夫による福祉サービスの総合的な実施、福祉サービスに対する地域住民の理解と協力が定められる等、実質的に地域福祉の推進が唱えられ、平成１２年の社会福祉法においては、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられるようになった。

一人ひとりの地域住民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に

対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

当部会としては、地域福祉計画策定指針原案作成委員会を設置し、この委員会を中心にこのような観点から平成１３年７月以来、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について精力的に検討を重ね、今般、報告をとりまとめた。今、この報告を広く一人ひとりの地域住民に問いかけ、これを契機として、それぞれの地域で生活者の視点から地域の特性を活かした地域福祉の推進についての活発な議論が行われることを期待したい。このことを通じて、社会福祉基礎構造改革の趣旨が地域レベルにおいても再度確認され、これらの計画が２１世紀の福祉を決定づけるものとして広く地域住民の参加を得て策定されることを求めるものである。また、自治体の首長、議会も、住民主体の地域福祉計画策定を推進する上で、自治体としての責任とリーダーシップを発揮されることを期待するものである。

地域福祉推進の理念

○ 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する

ことにある」と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。

　これを受けた社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を次のように定めた。

（参考）社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第３条　福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○ すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「住民等」という。）」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互

に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めた。

（参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地方自治法第２条第４項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第１０８条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定

める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

2　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

3　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

※ 地域福祉計画に関する規定（法第１０７条及び第１０８条）は平成１５年４月１日施行

○ 市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村（以下「市町村」という。）が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な地方公共団体として広域的な観点から市町村を支援し、その際、市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて、きめ細かな配慮を行う必要があり、このために市町村支援を旨とするものである。

○ なお、ここでいう住民等は、地域福祉計画の策定について意見を述べるだけの存在ではない。計画策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要である。したがって特に関係団体の参加を要請する場合は、代表者の形式的参加で事足りるとすべきではない。

地域福祉の担い手としては、例えば次のような者が考えられる。

- 地域住民
- 要支援者の団体
- 自治会・町内会、地縁型組織等
- 一般企業、商店街等
- 民生委員・児童委員、福祉委員等
- ボランティア、ボランティア団体
- 特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）、住民参加型在宅サービス団体等
- 農業協同組合、消費生活協同組合等
- 社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- その他の諸団体

○ 地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加や協力に立脚して策定されるべきである。

○ 今後における地域福祉推進の理念としては、少なくとも次の点、(1)住民参加の必要性、(2)共に生きる社会づくり、(3)男女共同参画、(4)福祉文化の創造に留意することが重要である。

（１）住民参加の必要性

例えば、障害を有したり、性や年齢が異なることなど、人間はそれぞれ異なるわけであるが、個人の尊厳、その人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない。

こうしたことは、生活課題を持つ人自身が、権利の主体としてそれを求めることのみではなく、他の地域住民も、それを当然のこととして支持すると共に「一緒になって、それを実現することが当然であり、それが地域

社会の誰にとっても望ましい社会なのだ」という地域社会の共通の価値観を持たなければ達成できない。

したがって、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。

（別紙１参照）

（２）共に生きる社会づくり

すなわち、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要である。

さらに、様々な権利侵害に対して、全体として権利を擁護していく地域住民の活動とシステムが不可欠である。

（３）男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要がある。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う」ことは重要であり、そのため、男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待される。

（４）福祉文化の創造

具体的には、地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながる。また、このことは、地方分権の趣旨にも沿うものである

パネルディスカッション

『〝地域づくり〟〝居場所づくり〟
〝ネットワークづくり〟～3 つの活動実践～』

パネリスト

連坊地区社会福祉協議会　　会長　千　葉　隆　夫　氏

鶴ヶ谷地域包括支援センター　所長　大久保　宗太郎　氏

柳生・西中田商工振興会　　会長　早　川　英　雄　氏

コーディネーター

学校法人東北学院　常任理事　阿 部　重 樹　先生

ともに生き支えあうまち

学生等との活動について

連坊地区社会福祉協議会



仙台　薬師堂　仁王門



連坊地区特徴



連坊商興会

連坊七夕飾り



街中緑地





東北学院大学から宮沢橋を望む2026.9.1(9/13新宮沢橋開通)



「連坊元気カフェ」

脳トレ
健康体操ゲーム
…









（仙台医健・スポーツ専門学校　片岡先生）

若い人との会話
脳の活性化
楽しい居場所



高齢者との
コミュニケーション
能力を磨く

町内会×高校生35人ボランティア





（高齢者ばかりの公園掃除）





○逆上がりのこと





掃除の手順も
各部屋　工夫して



○終わってきれいになってスッキリした
○喜んで貰えて嬉しかった
○イヤだったけど、喜んでくれてやったかいがあった…

（コミセン始まって以来の人数）



午後は感想を
話したり
町内会の名人の
民謡を聴いたり
一緒に校歌を歌ったり





ありがとう。

ごくろうさまでした。





本当に
高校生
まじめ
一生懸命にやる

各部屋それぞれ
ゆっくりご飯食べたかった～
将来の夢を語った…













とてもきれいになりました
助かりました
ありがとう

隣人のこと





Digitalフレイル　解消

東北学院大学生による スマホ教室



協力　東北学院大学　渡邊圭研究室



東北学院大学五橋キャンパスで
現役学生による連坊スマホ教室









学生は毎年いなくなる
継続していくには
理解ある　指導者に負うところが
大きい





←（連坊東部好日庵にて）



連坊スマホ教室が研究に役立っているらしい

「WINWINの関係ですよ」と、言ってくださってます



（渡邊圭研究室のようす）



若者と地域のつながりづくり

今後も
各団体さんのご協力を頂いて
試行錯誤しながら

ご縁をたいせつに
笑顔が広がって
いきますように



ご清聴ありがとうございました

連坊地区社会福祉協議会

仙台市社会福祉協議会
第24回地域福祉セミナーパネルディスカッション

子ども食堂の立ち上げを支えた地域包括支援センターの関わり

～孤独・孤立を生まない居場所と相談の場づくり～

鶴ヶ谷地域包括支援センター
所長　大久保宗太郎



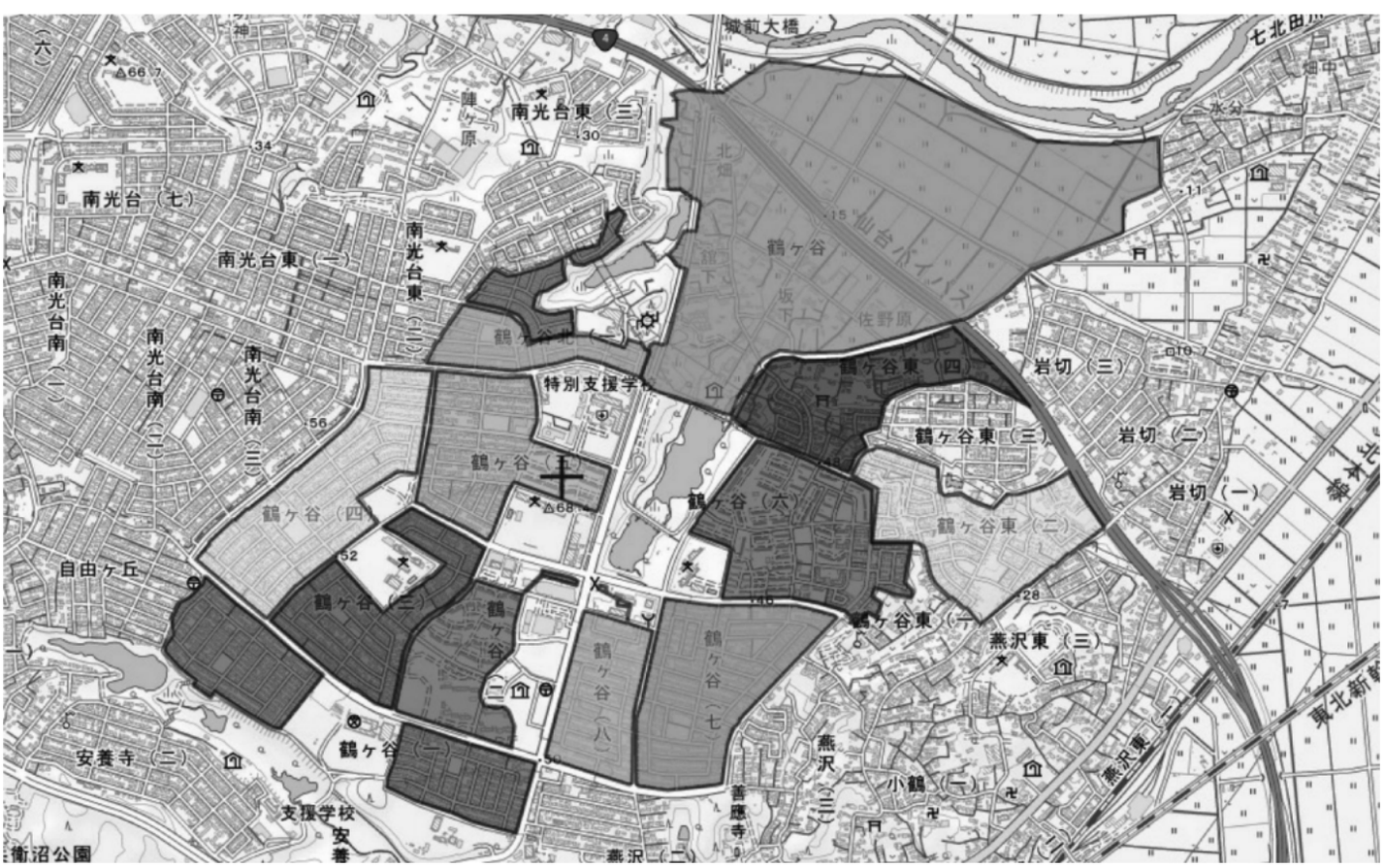
孤独と孤立

孤独

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

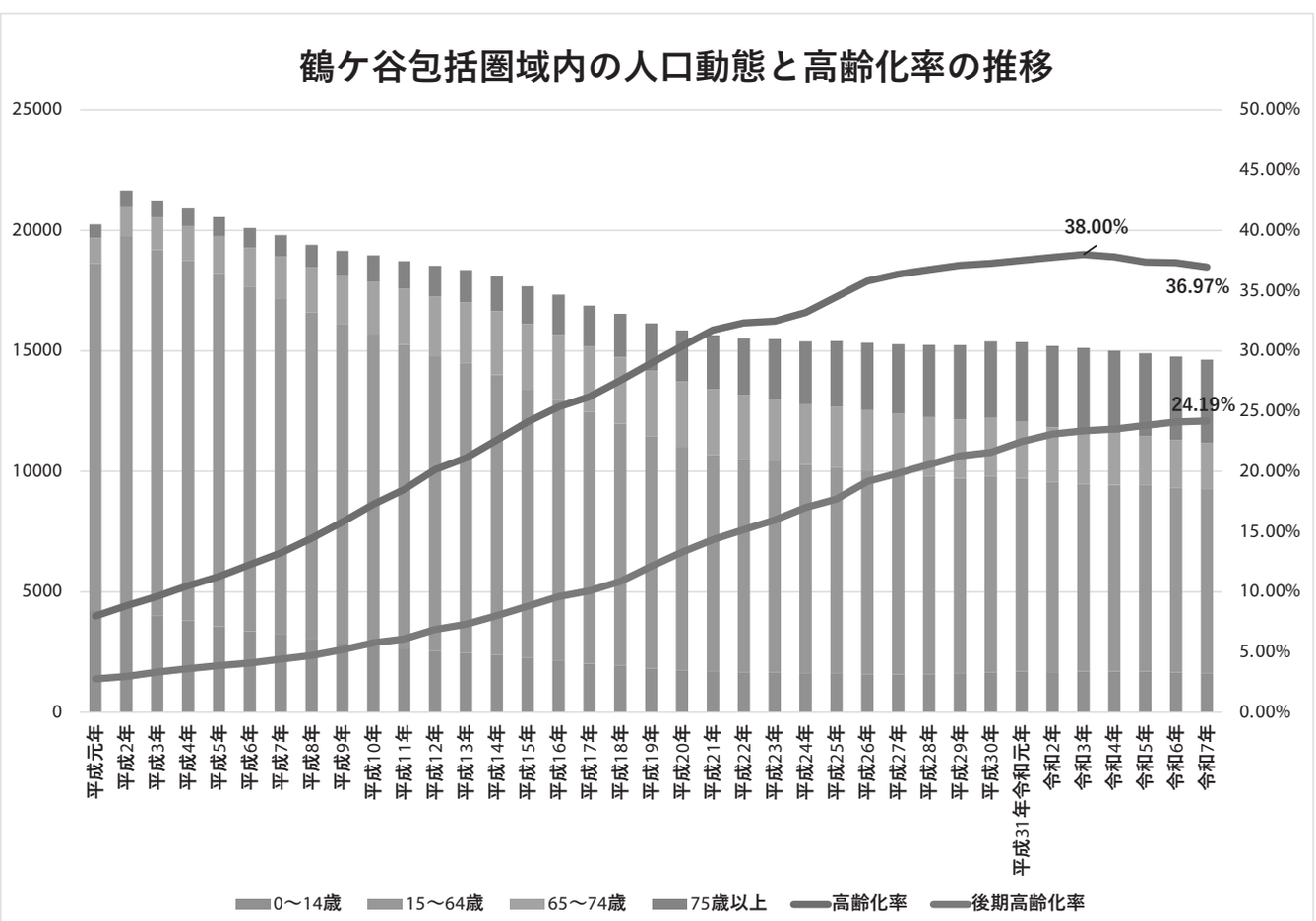
孤立

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

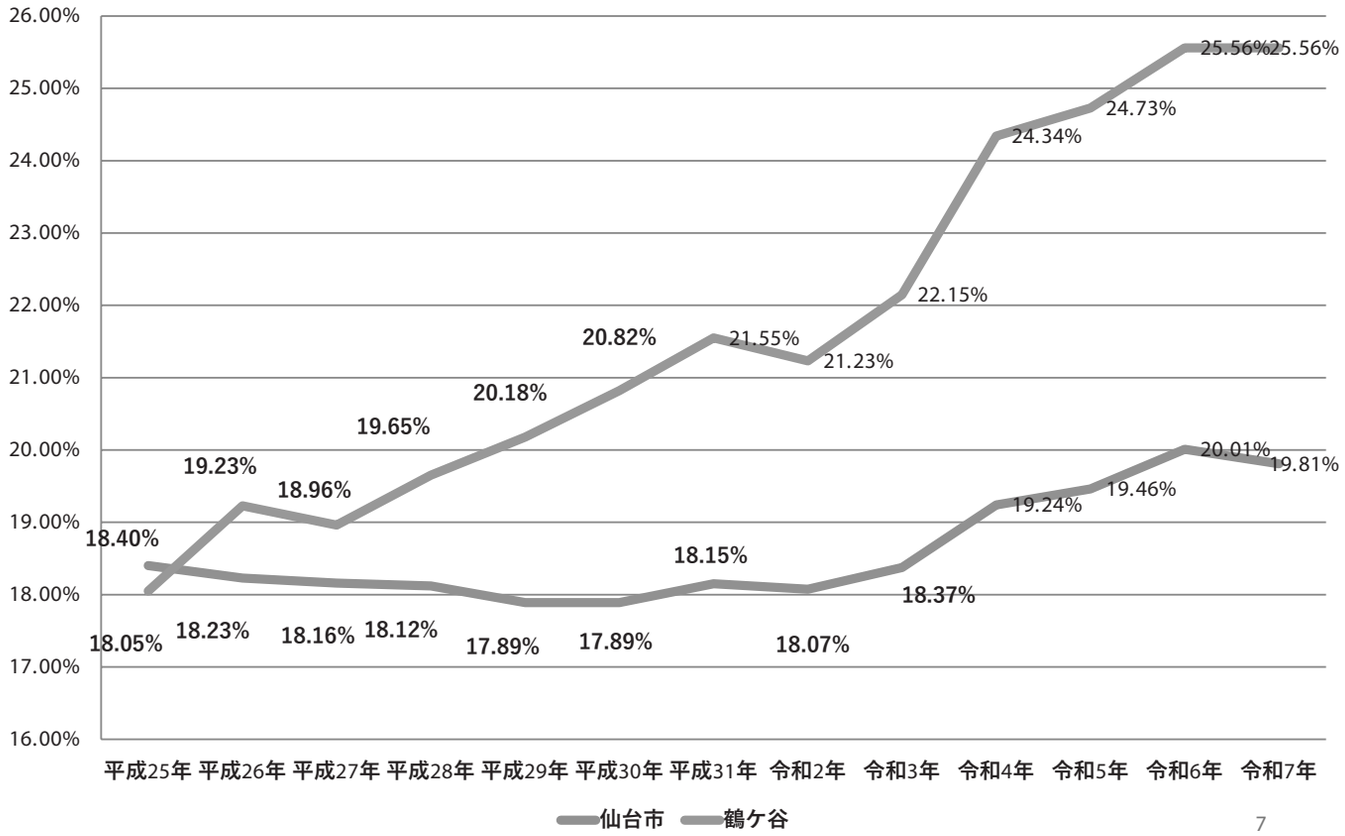


鶴ケ谷ってどんなところ？

- 昭和40年代にできた団地（ニュータウン）
- 市営住宅は仙台市最大規模
- 高齢化率がとても高い



要介護・要支援認定率



鶴ケ谷の順位（仙台市内53包括中）

ー令和７年10月時点の比較ー

高齢者数	介護保険認定者総数	高齢化率	後期高齢化率
32位	9位	7位	3位

介護保険認定合計割合（高齢者人口比）	総合事業～要支援2合算割合（高齢者人口比）	要介護1～５合算割合（高齢者人口比）
1位	1位	5位

つるがや畑サークルについて

つるがや畑サークルってなに？

東日本大震災により
鶴ケ谷地区に移住してきた方々
から始まった
畑での交流事業

農業 × 高齢

次の居場所

畑仕事が難しくなっても、
集まれる場所を

どんな人でも集まれる
カフェをつくろう！

多世代・多分野・多職種が
集まるような
<u>認知症カフェ</u>にしよう！

認知症カフェを立ち上げたら…

保育園の子供たちが
遊びに来てくれた！！

2024年

鶴ケ谷はぐくみ保育園
高橋園長

地域の方々のために何かをやりたい！
子供達が地域で輝けるように
安心して生きられるように
そして、
あのおじいちゃんとおばあちゃんに
できることをやりたい！

2025年3月

鶴ケ谷はぐくみ保育園
高橋園長

子ども食堂を…
法人理事会に打診したが…
承認は得られず…

2025年4月18日

鶴ケ谷はぐくみ保育園
高橋園長

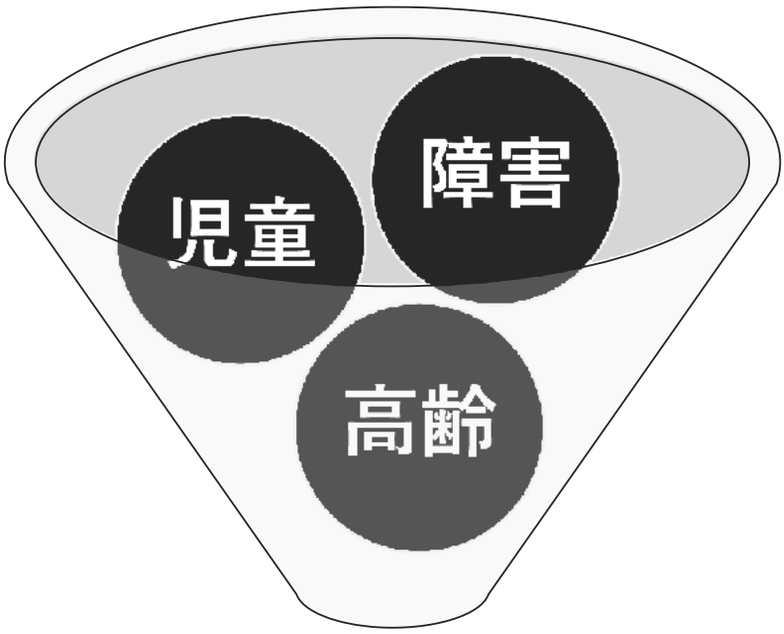




打合せ！

鶴ヶ谷地域包括支援センター
所長　機能強化専任職員
大久保

園長からのアツい想い…
どう切り込むか…
どうアプローチするか…



イベントと食事

イベント

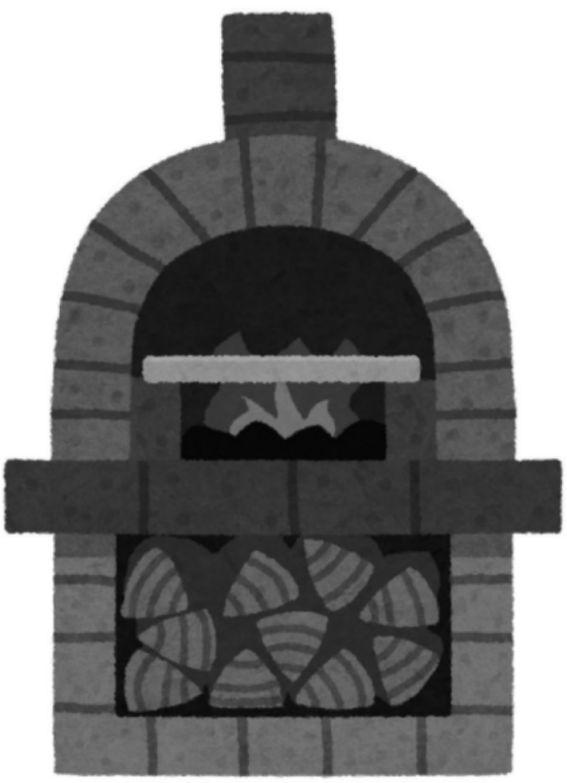
・障害も高齢も児童も関われる

食事

・一緒に食べられる

資源

・誰でも食事は食べる
・一人で食べるのは寂しい
・同じものを食べることで文化が生まれる
・防災訓練もしたい
・顔の見える関係が作りたい



ピザ窯を作ろう

2025年10月21日　芋煮会



2025年9月

法人理事会で
子ども食堂の
承認がおりた！

2025年11月28日

第1回
はぐっとキッチン
開催！



第1回目のメニューは
キーマカレー

参加していた
93歳のおばあちゃんが

「家ではね」

レトルトのカレー
しか食べないの

だって余っちゃう
じゃない

「私はね」

大きな鍋で作った
カレーが大好きなの

こんなに美味しい
カレーは久しぶりだわ

何を生んだか

孤独　孤立　不安

何を生んだか

安心　繋がり　未来

鶴ケ谷はぐくみ保育園高橋園長から

日頃から顔見知りになり、
災害時にお互いに助け合うことが
出来るような関係になるように、

鶴ケ谷はぐくみ保育園高橋園長から

また、こどもたちも
地域に見守られている安心感を
受け取ってもらえる
いい機会になるように

鶴ケ谷はぐくみ保育園高橋園長から

これからもあたたかく、
お互いに元気をもらえる
「地域の食卓」へと
育てていきたいです。



日常を歴史に変える。　**柳生・西中田商工振興会情報**

設　立　令和3年　3月16日

所在地　仙台市太白区柳生2丁目28－4　(TOHO内)

電　話　022-302-3305

メール　kizuna@8724.fun

ホームページ　8724.fun

会員数　108社

主催：　◇かやっくリーマルシェ　◇カブトムシバトル！　◇子守りプロジェクト
◇ 講演会・セミナー　◇年末お客様感謝祭

協賛：　◇中田神社節分祭　◇中田地区グランドゴルフ大会

協力：　◇キャンドルナイト　◇柳生・西中田夢花火
◇柳生中学校職場体験活動　◇西中田小学校弟子入り体験

日常を歴史に変える。

地域の悲願を叶えるために

みんなで歌う
さんさ時雨







日常を歴史に変える。

令和３年柳生・西中田商工振興会発足



柳生・西中田商工振興会 設立式

令和３年3月16日　中田神社

日常を歴史に変える。

地域の宝に守られて









日常を歴史に変える。

かやっくりー誕生

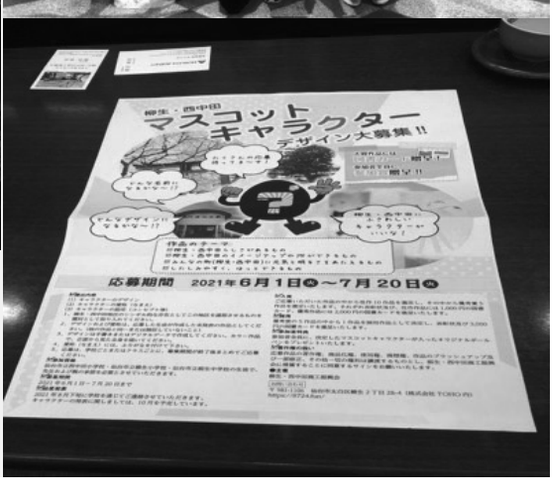












日常を歴史に変える。　かやっくりーの活躍







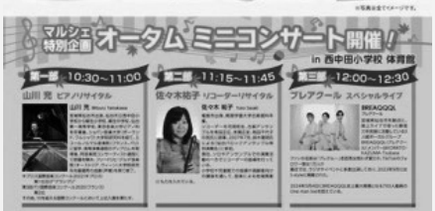
日常を歴史に変える。　かやっくりーマルシェ















日常を歴史に変える。　南仙台駅100周年感謝祭









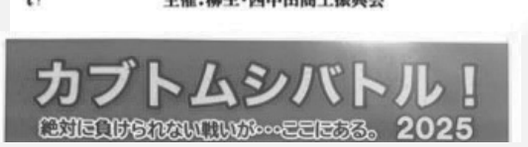






日常を歴史に変える。　カブトムシバトル！&夏祭り













柳生・西中田商工振興会　金融ミーティング

～インフレ時代に改めて考える「お金の価値」について～

講師：七十七銀行西中田支店　支店長　庄司　堅太郎　氏







外国人採用の現状と対策セミナー











日常を歴史に変える。

町内会・地域住民との連携





中田神社例大祭



グランドゴルフ大会



裸参り



日常を歴史に変える。

協力事業　キャンドルナイト







キャンドルナイト



日常を歴史に変える。

協力事業　柳生・西中田　夢花火







柳生・西中田　夢花火

日常を歴史に変える。

販促活動





公式
ホームページと
公式ライン













ホームページQRコード



日常を歴史に変える。

学校連携　職業体験・弟子入り体験



中学生就業体験発表会



会員職業講話



中学生就業体験



小学生の就業体験

日常を歴史に変える。

子まもりプロジェクトへの挑戦



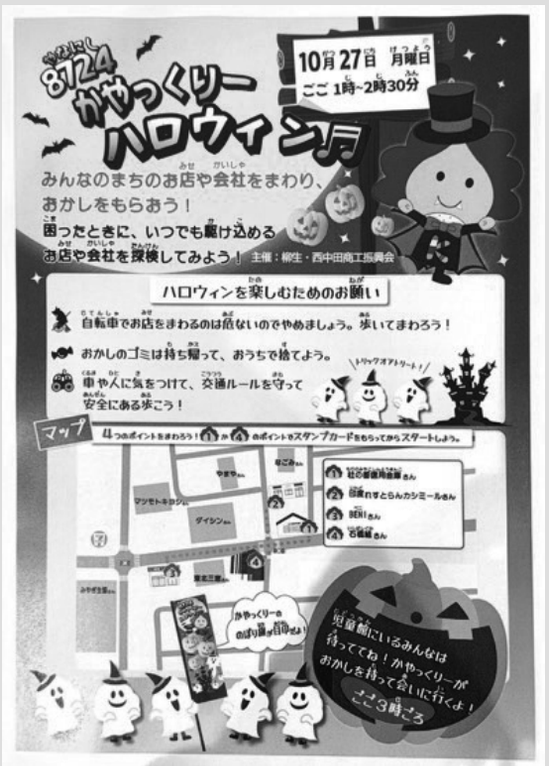
子まもりプロジェクト 地域説明会





荒町商店街振興組合　庄子氏講演

日常を歴史に変える。　８７２４子まもりプロジェクト　スタート









8724ファンクラブ企画

日常を歴史に変える。　８７２４子まもりプロジェクト　防犯活動

8724ファンクラブ企画

防犯ポスター募集

いかない

のらない

テーマ
「いかのおすし」
「危ないときはすぐ知らせよう」

応募期間
9月25日(金)まで

入賞作品には
図書カード進呈

参加者全員に
参加賞進呈

お おこえでさけぶ

す ぐにげる

し らせる

先生・保護者の皆様へ

□募集内容
1. テーマに沿った「自身を守る対応」についてのイメージをポスターで表現してください。
2. デザインは、応募した生徒が作成した未発表の作品としてください。
3. 商工振興会よりお渡しする手提げ用のバッグの使用をご検討ください。
4. 応募は、学校ごとまたはクラスごとに、募集期間が終了後まとめてご応募ください。

□参加資格
仙台市立四ツ谷小学校、仙台市立柳生小学校の生徒の方

□募集期間
2026年9月7日～9月25日まで

□結果発表
2026年10月中旬に学校を通じてご連絡させていただきます。

□入賞
ご応募いただいた作品のなかから優秀賞を選定し、そのなかから最優秀賞、商工振興会会長賞等を決定いたします。
それぞれ入賞作品には図書カードを進呈いたします。

□選考
優秀作品を1枚のポスターに纏めて、商工振興会会報誌・企業に配り出します。
その他、応募全作品を公共スペース等で、「防犯ポスター作品展」を開催予定です。

□参加資格
参加者全員に参加賞を進呈いたします。

□著作権の扱い
応募作品の著作権、使用権、その他一切の権利は、柳生・西中田商工振興会に譲渡するものとします。

◆主催　柳生・西中田商工振興会
◆お問い合わせ 柳生・西中田商工振興会 事務局 〒981-1106 仙台市太白区柳生２丁目 28-4 株式会社 TOHO 内
e-mail／kizuna@8724.fun　お電話／022-302-3305【時間：平日 10：00～17：00】



引き続き柳生・西中田商工振興会をよろしくお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました。

第 24 回 地域福祉セミナー開催要綱

1　目　的

高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などにより、人と人とのつながりが弱まり、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかずに、地域生活における福祉課題が「複雑化」「深刻化」している状況が指摘されてます。

このような背景の中、国は地域共生社会の実現という理念を掲げ、相談窓口の拡充や地域での見守り・居場所づくりなどを総合的に取り組みを進め、こども・高齢者等の分野を超えた連携を促進し、包括的な支援体制を強化し、その人らしい生活を送ることができるような社会を目指すこととしています。

仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、平成 15 年度より福祉関係団体や関係機関などと連携して 3～6 か年を計画期間とする「地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、これに基づき住民同士の支え合い、助け合いによる「地域福祉の推進」への取り組みに力を注いできました。

現行の「活動計画」の期間が令和 8 年度で終了し、現在、令和 9 年度から始まる次期「活動計画」の策定を進めているところですが、本セミナーでは、次期「活動計画」に位置付ける予定の「活動目標」の参考となる実践報告を受け、「活動計画」の推進主体が「地域住民」であることを啓発するとともに、地域住民が進める活動の方向性を考える機会とします。

2　主　催　　社会福祉法人仙台市社会福祉協議会　仙台市

3　共　催　　仙台市地域包括支援センター連絡協議会

4　後　援　　仙台市連合町内会長会、仙台市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部、仙台市共同募金委員会、仙台市老人福祉施設協議会、仙台市知的障害者関係団体連絡協議会、社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会、社会福祉法人仙台市障害者福祉協会、特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、特定非営利活動法人せんだい・みやぎＮＰＯセンター、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会、仙台商工会議所、公益社団法人仙台青年会議所、公益財団法人仙台こども財団

5　日　時　　令和 8 年 10 月 23 日(金)　13：30～16：00

6　テーマ　　「ともに生き、支えあうまち～次の地域福祉活動計画、始まります～」

7　会　場　　仙台市シルバーセンター　1 階　交流ホール
（仙台市青葉区花京院 1 丁目 3 番 2 号）

8　参加対象　　地区社協役員・福祉委員、民生委員児童委員、町内会関係者、地域包括支援センター職員、ＮＰＯ、企業、学校、その他関心のある方

9　参加費　　無　料

10　定　員　　250 名(先着順)

11　内　容(予定)

時　間	内　容
13：30	1　開　　会
13：40	2　基調講演「みんなで目指す、実践の道しるべ　地域福祉活動計画とは」 講師：学校法人東北学院　常任理事　阿 部　重 樹　先生 ・地域福祉とは何か、これからの地域福祉の方向性や住民主体の地域づくりの視点について学び、地域福祉活動を進めていく上でなぜ活動計画が大切なのか、活動計画にそってどのように地域福祉活動をすすめていくのかを考えます。
14：30	休憩
14：45	3　パネルディスカッション 『〝地域づくり〟〝居場所づくり〟〝ネットワークづくり〟～3つの活動実践～』 次期活動計画に盛り込む予定の3つの「活動目標」に沿った活動実践を報告いただきます。 パネリスト (1)　活動事例　こどもや若者と地域のつながりづくり 報告者　　連坊地区社会福祉協議会　会長　千　葉　隆　夫　氏 (2)　活動事例　多世代交流　こども食堂との連携　居場所と相談の場 報告者　　鶴ヶ谷地域包括支援センター　所長　大久保　宗太郎　氏 (3)　活動事例　地域全体で支えあう、協働とネットワークづくり 報告者　　柳生・西中田商工振興会　会長　早　川　英　雄　氏 コーディネーター 学校法人東北学院　常任理事　阿 部　重 樹　先生
16：00	4　開　　会

12　申込方法

下記Webフォーム、または、所定の申込書により令和8年10月15日（木）までにお申し込みください。

(1)　申込書により申し込まれる場合

別紙チラシ裏面の申込書にご記入の上、Eメール・FAX・郵送等により市社会福祉協議会事務局までお送りください。定員の都合上、参加不可の場合のみお知らせします。

★二次元コードはこちら

(2)　Webフォームにより申し込まれる場合

下記URLまたは二次元コードよりアクセスしてください。

URL：https://docs.google.com/forms/d/1GFotf87mlR6POzh1lzT93p-b8hQHEXMvtADryuqxL8Y/edit?pli=1

13　その他

ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。自家用車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

14　問合せ・申込み先

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会　地域福祉係
仙台市青葉区上杉1丁目6-10　EARTH　BLUE仙台勾当台　5階
電話：022-223-2026　　FAX：022-262-1948　　Eメール：tiiki@shakyo-sendai.or.jp

メモ

メモ

令和 8 年 10 月

発　　行　　社会福祉法人仙台市社会福祉協議会